

機能集約・防災拠点の新庁舎

1月5日、業務スタート

平成17年3月に田村市が誕生して以来、待望の市役所新庁舎が船引町船引字畑添76番地2に完成し、1月5日に業務を開始しました。同日朝、開庁式に先立ち、市民や幹部職員、市議会議員など約百人が見守る中、正面玄関前で関係者がテープカットしました。続いて

1階多目的ホールで開庁式が行われ、富塚市長が「合併10周年を新しい庁舎で迎える。職員一丸となって市民の福祉とサービス向上に取り組む」とあいさつし、長谷川議長が祝辞を述べました。1階の正面玄関から入った左側には、法務局田村証明サービスセンターが設置

され、午前9時から業務を開始しました。また、通路を挟んで反対側には、JAたむらのATMが設置されました。ATMの稼働時間は、平日の午前8時30分から午後6時まで（土曜・日曜・祝祭日を除く）で、誰でも利用できます。なお、正面玄関は午後5時

30分に閉じますので、それ以降にATMをご利用の方は北入口（休日・時間外受付）からお入りください。12月26日には、旧庁舎で閉庁式が行われ、富塚市長と長谷川議長が会議室の市章を降ろし、長年利用した施設に別れと感謝の意を表しました。



▲1月5日、午前8時に正面玄関前で行われた開庁を祝うテープカット



▲新庁舎の多目的ホール（1階）で行われた開庁式



▲新庁舎の市議会議場（4階）で行われた開場式



▲登記の請求機を操作する市長 ▲JAのATMが稼働開始



▲市章が降ろされ、旧庁舎の役目を終えました

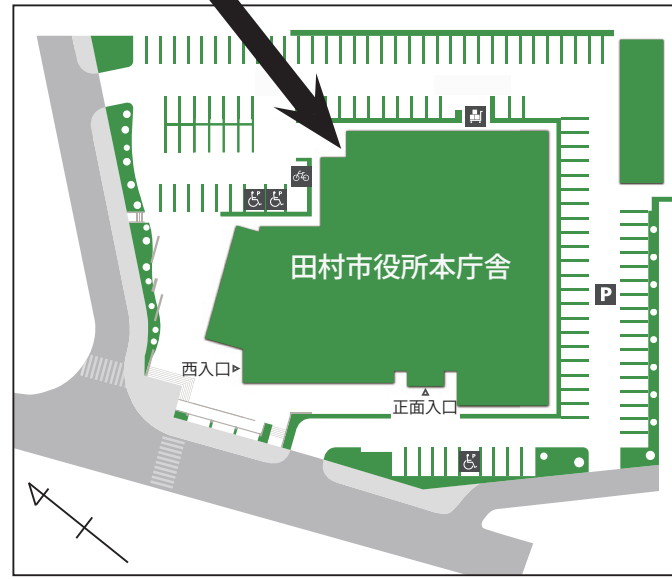
4月から 本庁舎 行政局

の当直体制が変わります

市では業務の効率化を図るため、4月1日から市役所本庁舎は、庁舎の管理と当直業務を民間警備会社に委託します。各行政局は、休日および夜間の当直を廃止して無人となります。なお、休日・時間外の出生届や死亡届などの戸籍届出書、埋・火葬許可申請などは、市役所本庁舎の警備員がお受けしますので、市役所本庁舎北入口の休日・時間外受付までお越しください。また、災害や火災などの緊急時には市職員がこれまでと同様、万全な態勢で対応いたしますので市民の皆様のご理解をお願いします。

※休日や時間外にご用の方は警備員がいる下記の場所にお越しください。

北入口（休日・時間外受付）



◆休日・時間外に市役所本庁舎で対応できるもの

①戸籍届出書（出生届や死亡届など）	➡ 休日・時間外受付までお越しください。
②田村市斎場の予約および照会	➡ 4月から設ける専用の電話番号におかけください。ただし、夜は午後10時まで、朝は午前6時から受け付けます。
③住民票や税関係証明の発行	➡ 日曜日の午前8時30分から午後5時15分までと平日の午後5時15分から6時30分までは、休日・延長窓口を設けています。本庁舎北入口からお入りください。

◆休日・時間外に取り扱できないもの

①市税、住宅使用料、水道料金など公金の収納	➡ 平日の執務時間内にお越しいただくか、金融機関でお支払いください。また、市税や住宅使用料、水道料金はコンビニ支払いができます。 ※水道料金は、平成27年4月使用分（6月請求分）からコンビニ支払いができます。
②戸籍届以外の各種申請など	➡ 平日の執務時間内にお越しいただくか、担当課・係にお問い合わせください。
③電話による問い合わせ	➡ 応答できませんので、平日の執務時間内にお問い合わせください。
④火災・事故などの通報	➡ 119番通報、または110番通報をお願いします。